

内海春子さん（大埔）とともに県人権擁護委員連合会長表彰を受けた久万富士さん、全国人権擁護委員連合会長表彰を受けた沢村良さん、これからも市民の人権のため、よろしく

久万富士さん・久枝



人権擁護委員になって三年が過ぎました。悩みごとをたくさん抱えているのに、どこに相談すればいいのかわからず困っている方が多いですね。解決を先送りしてかえってこじらせるより、早目に相談してもらいたかったことも、話しているうちに自然に道が開けるものですよ。相談を受けるたびに、逆にその人から教えられる事も……。人のお役に立てる事が、これからの人生だと考えています。

人権という言葉もなじみ深くなりましたが、まだまだ尊重されていません。人権無視には怒りを感じます。女性の中には、社会進出したためか、サラ金を安易に利用する事が多くなったように感じます。特に、保証人や印鑑の使用には慎重に……。また、女性の社会的身分が不安定なためのトラブルも多いですね。いじめや差別のない社会を願っています。

沢村良さん・久礼田



部落差別は、明治以後なぜ残されてきたのでしょうか ⑮

生き続けた水平社の運動

全国水平社の運動は、一貫して部落差別の誤りを正し、「人間は同情されるのではなく、尊敬されるべき存在である」という高い理想をかかげ、徹底的に同情緩和政策を批判し「人間に光あれ！」と叫んだのです。

警察の厳しい弾圧の中でもこの志は生き続け、被差別部落の人たち自らの闘いとして、水平社の思想は運慶の火の如く広がっていきましました。全国水平社の創立から一年の間に三府二一県で二百余りの支部が結成されました。このような状況下で開かれた全国水平社第二回大会で可決された議案の中に、「戸籍・身分調査等の改正の件」がありました。それは「今後戸籍及び公文書には部落出身等の事実を記入させない、もし出身を表明するような表示があったときは、その誤りを徹底して糾す」というものでした。

この決議を受けて、長岡郡長岡村では早速話し合いをもち、その結果村長は七月七日、民事局へつぎのような何いをなしてまいりました。

高知県長岡郡長岡村長黒川小敷同胞の旧戸籍には別紙贖本の如く記載しあるも、同贖抄本を下付するに当り、エタなる二字を削除するも法規上何等都合なきものと思察改換に付、自今削除する様御決定相成度（別紙贖本略）

同和教育シリーズ

この何いに対して民事局長の回答は、「旧戸籍の身分を表わす記載は、贖・抄本作成のとき省略し、記入しないのでよいと考える。織多の名称は明治四年太政官布告により廃止されているにもかかわらず、明治五年編成の戸籍にこれを記載したのは行政の過ちにつ

き、職権によって抹消するよう申し添える」というものでした。

全国に先がけてこの成果は、全国各地の運動にも大きな影響をあたえ、各府県でも活発な活動が展開されるようになり、大正一四年には内務大臣に対して「戸籍制度実施以前に於ける戸籍簿中賤称ある部分を改写し原文を焼却せられたきこと」という請願が出されました。

これに対する回答は、長岡村の先例と同じようなものでした。しかし、この後も、旧戸籍にかかれた賤称は、墨で塗りつぶしたり、線を引いて消したまま台帳に残り、一九六八（昭和四三）年に法務省が封筒するまで、四一三年の間の自由に閲覧することができました。

一九七六年戸籍法の改正（公開制限）まで閲覧が自由にできたことは、部落の人たちの結婚や就職などの身元調査に要用され、かすかずの悲劇を生んできました。